施設・備品使用料について

（使用料）
第１１条　使用者は、別表第１及び別表第２に定める使用料を納付しなければならない。
２　前項に定めるもののほか、拠点施設の備品及び附属設備の使用料は、規則で定める。

別表第１

区分	使用単位	使用料
多目的ホール(全面)	1時間	1,000円
多目的ホール(ステージ部分を除く)	1時間	600円
交流室(全面)	1時間	400円
交流室(半面)	1時間	200円
大会議室(全面)3階	1時間	400円
大会議室(半面)3階	1時間	200円
小会議室	1時間	200円
キッチンスタジオ	1時間	300円
アトリエ(工作室)	1時間	200円
活動室	1時間	200円
スタジオA	1時間	200円
スタジオB	1時間	100円
コミュニティスペース	1時間	900円
屋外広場	1時間	2,500円

4　施設・備品使用料について

別表第2

使用区分	適　用
町外利用者の場合	町内に住所、勤務先又は通学先を有しない個人または法人の使用料は、別表第1に定める使用料の2倍の金額とする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。
営利目的の場合	1　物品販売その他これに類する活動を目的とする使用料は、別表第1で定める使用料の3倍の金額とする。 2　興行、講座、教室等を開催し、1,000円を超える入場料、受講料、その他これらに類する料金を徴収する場合の使用料は、別表第1で定める使用料の3倍の金額とする。 3　1及び2の規定において、町長が特に認める場合はこの限りでない。

備品使用料

諸室	付属設備	使用料（1時間）
多目的ホール	舞台照明(全点灯)	800円
	舞台照明(一部)	400円
－	通信カラオケ	500円